

7 その他の改正

客員弁護士 二本松 利忠

今回の家族法改正では、従来から批判が強く、修正や廃止の意見が強かった民法の条文について見直しが行われました。

第1 夫婦間契約の取消権の規定(現行民法754条)の削除

現行民法上、婚姻中に締結された夫婦間の契約については、婚姻中いつでも取り消すことができるとされ、取消権の行使について期間の制限もありません(現行民法754条)。これは、法は家庭に入らずという旧来の考え方によるものですが、実際には、夫婦の一方(多くの場合、夫)の恣意的な取消しを容認し、他方の法的地位を不安定にする制度であるなどという批判が強くなされてきました。

そこで、今回の改正で、上記規定を削除することになりました。

第2 離婚原因の見直し

現行民法770条1項4号は、裁判上の離婚理由の一つとして、「配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込みがないこと」を規定しています。

しかし、この規定に対しては、精神的な障害を有する者に対する差別であるという批判があり、実務的にも、不治の精神病にかかったことのみで離婚理由があるとすべきではなく、諸般の事情を考慮して判断すべきであるとされてきました(最高裁昭33.7.25判決・民集12巻12号1823頁等)。

このようなことから、今回の改正で上記規定は削除されることになりました。今後は、不治の精神病にかかったことは、改正民法770条1項4号(上記規定が削除されることに伴い、現行民法770条1項5号から繰り上げ)の「婚姻を継続し難い重大な事由」の有無を判断する際の事情の一つとして考慮されることになります。

《補足：家族法改正以外の最近の制度改正》

今回の家族法改正とは直接関係はありませんが、最近、家族に関する重要な制度改正が行われましたの

で、以下、紹介します。

第1 ウェブ会議による調停離婚等の成立

離婚や離縁の調停手続や訴訟の和解手続については、当事者の利便の向上や出頭の心理的負担の軽減の観点から、裁判手続のデジタル化の一環として、ウェブ会議による出席が可能となりましたが、離婚・離縁の調停又は和解を成立させるためには裁判所に出向く必要があるとされていました。

しかし、離婚・離縁を成立させる場合についてもウェブ会議によることが可能となる改正法が令和7年3月1日に施行され、裁判所に出向かなくても調停や和解で離婚や離縁を成立させることができるようにされました(改正家事法268条3項、改正人訴法37条4項等)。この結果、例えば、配偶者間暴力(DV)等で身の危険や心理的負担を感じている方にとって、手続参加に今まで以上に安心が得られることになりました。

第2 戸籍への氏名の振り仮名の記載

これまで氏名の振り仮名は戸籍に記載されていませんでしたが、社会のデジタル化を一層促進するためなどの理由により、令和7年5月26日、戸籍の氏名に振り仮名(カタカナが用いられます。)を登録することなどを内容とする改正戸籍法が施行されました。氏名の読み方が法制化されたわけであり、今後、振り仮名は、住民票やマイナンバーカードなど様々な身分事項に転記されることになります。

1 戸籍に振り仮名が記載されるまでの主な手続の流れ

(1) 既に戸籍を有している方の場合

届出人は、氏の振り仮名については戸籍の筆頭者(筆頭者が除籍されている場合は配偶者等)ですが、名の振り仮名については各人が届出人になります。

振り仮名が戸籍に記載される通常の手順は、以下のとおりです。なお、早期に戸籍への記載が必要な方は、市区町村の窓口で届け出たり、郵送・マイナポータルによる届出をすることができます。

① 本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名を記載した通知書が住民票上の住所に郵送されます。その記載が違っている場合は必ず届出をする必要がありますが、正しい振り仮名が通知されたときは、届出をしなくとも、次のとおり、1年以上経過した段階で、上記通知書に記載された振り仮名が戸籍に

記載されます。

② 通知された振り仮名について記載が違っている旨の届出がなされない場合、令和8年5月26日以降、通知書に記載された振り仮名が戸籍に記載されます。

(2) 初めて戸籍に記載される方の場合

出生や帰化等により初めて戸籍に記載される方については、出生届や帰化届時に併せて振り仮名を届けることになります。

2 氏名の振り仮名として使用できる読み方

氏名の振り仮名は「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められるもの」であることが必要です(改正戸籍法13条)。例えば、「太郎」の振り仮名を「ジロウ」と届け出ることは認められません。

ただし、一般の読み方以外の読み方を現に使用している場合には、その読み方が尊重され、許容されることがあります。その場合は、その読み方が通用していることを証する書面(例えば、パスポート、預金通帳等)を提出する必要があります。